

令和8年3月23日提出

## 定例教育委員会会議議案

議案第2号から議案第7号  
報告第5号から報告第7号

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和8年3月23日(月) 午後1時00分

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名人の指名
- 3 前回会議録作成の報告
- 4 付 議 す る 事 件

事 件 番 号	件 名	頁
議案第2号	令和8年度重点目標・施策について	1
議案第3号	教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて	2
議案第4号	木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	6
議案第5号	木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずくに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第6号	木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	11
議案第7号	木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	15

## 5 報 告 事 項

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 報告第5号 専決事項の報告について | 17頁 |
| (2) 報告第6号 専決事項の報告について | 21頁 |
| (3) 報告第7号 専決事項の報告について | 28頁 |
| (4) 報告第8号 臨時代理の報告について | 別冊1 |
| (5) 報告第9号 臨時代理の報告について | 別冊2 |

## 6 そ の 他

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 木更津市教育委員会に対する請願・陳情について        | 別冊3 |
| (2) 令和8年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について | 別冊4 |
| (3) 木更津市学校給食費管理規則の一部改正について        | 別冊5 |

## 7 閉 会 宣 言

議案第2号

令和8年度重点目標・施策について

別紙のとおり令和8年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和8年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第3号

教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて

別紙のとおり教育財産の用途廃止に伴う所管換えについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第4号及び第11号の規定により、議決を求める。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

公民館、市民学習会館及びコミュニティーセンターの用途廃止に伴う所管換えについて、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

## 教育財産の用途廃止について

### 1 用途廃止物件

#### (1)富来田公民館

所在地番	木更津市真里谷 110 番地		
土地	面積	6,276.96 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	2,318.90 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート一部木造 2 階建て

※令和 8 年 2 月 28 日付にて、富来田公民館駐車場用地として以下の面積が移管されました。

①財産活用課からの移管	宅地 76.03m <sup>2</sup>	田 80.48m <sup>2</sup>
②消防本部からの移管	宅地 37.83m <sup>2</sup>	

#### (2)岩根公民館

所在地番	木更津市高柳 3 丁目 2 番 1 号		
土地	面積	582.21 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	564.08 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

#### (3)鎌足公民館

所在地番	木更津市矢那899-1		
土地	借地のため該当外		
建物	延べ面積	514.17 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

#### (4)中郷公民館

所在地番	木更津市井尻789		
土地	面積	1,260.62 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	563.56 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

#### (5)富岡公民館

所在地番	木更津市下郡1770-1		
土地	面積	1,090.89 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	265.23 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造平屋建て

#### (6)文京公民館

所在地番	木更津市文京2-6-54		
土地	図書館敷地のため該当外		
建物	延べ面積	549.92 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

#### (7)八幡台公民館

所在地番	木更津市八幡台 4 丁目 2 番 1 号		
土地	面積	6,002.48 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	635.24 m <sup>2</sup>	構造 鉄骨造平屋建て

#### (8)東清公民館

所在地番	木更津市笹子469-1		
土地	面積	1,861.00 m <sup>2</sup>	地目 宅地・田
建物	延べ面積	572.14 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

#### (9)清見台公民館・清見台コミュニティセンター附属体育館

所在地番	木更津市清見台南 5 丁目 1 番 29 号		
土地	面積	3,307.71 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	・清見台公民館		
	延べ面積	748.63 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
	・清見台コミュニティセンター附属体育館		
	延べ面積	1,402.74 m <sup>2</sup>	構造 鉄骨造 2 階建て

#### (10)畑沢公民館

所在地番	木更津市畑沢1053-12		
土地	面積	2,871.49 m <sup>2</sup>	地目 宅地
建物	延べ面積	658.51 m <sup>2</sup>	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

### (11)岩根西公民館

所在地番	木更津市江川934-1			
土地	面積	2,392.60 m <sup>2</sup>	地目	宅地
建物	延べ面積	663.62 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て

### (12)西清川公民館

所在地番	木更津市永井作 2 丁目 11 番 12 号			
土地	面積	2,207.47 m <sup>2</sup>	地目	宅地・畠
建物	延べ面積	733.58 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て

### (13)波岡公民館

所在地番	木更津市大久保 5 丁目 7 番 1 号			
土地	面積	3,192.805 m <sup>2</sup>	地目	宅地
建物	延べ面積	773.134 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て

### (14)桜井公民館

所在地番	木更津市桜井新町 4 丁目 2 番			
土地	面積	2,997.60 m <sup>2</sup>	地目	宅地
建物	延べ面積	1,045.492 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て

## 2 用途を廃止する理由

木更津市立公民館及び木更津市立市民学習会館等を木更津市地域交流センターに移管することに伴い、教育機関としての公民館用途を廃止するため。

## 3 用途廃止日

令和 8 年 4 月 1 日

## 4 その他

用途廃止後は、行政財産として市民協働部市民活動支援課へ所管換えするものとする。

議案第4号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月23日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同条第2項の表公民館の項及び市民学習会館及びコミュニティーセンターの項を削る。

第16条の表公民館の項及び市民学習会館及びコミュニティーセンターの項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

公民館、市民学習会館及びコミュニティーセンターを廃止するため、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

新	旧																																								
<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (教育機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市学校給食センター</td> <td>センター給食係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館のすず</td> <td>博物館係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第16条 前条第1項に規定する教育機関の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市学校給食センター</td> <td>1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	係	略		木更津市学校給食センター	センター給食係	略		木更津市郷土博物館のすず	博物館係	略		教育機関名	分掌事務	略		木更津市学校給食センター	1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。	<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (教育機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公民館</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 市民学習会館及びコミュニティーセンター</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市学校給食センター</td> <td>センター給食係</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>管理係 事業係 (中央公民館に限る。)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館のすず</td> <td>博物館係</td> </tr> <tr> <td>市民学習会館及びコミュニティーセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第16条 前条第1項に規定する教育機関の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育機関名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市学校給食センター</td> <td>1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	係	略		木更津市学校給食センター	センター給食係	公民館	管理係 事業係 (中央公民館に限る。)	略		木更津市郷土博物館のすず	博物館係	市民学習会館及びコミュニティーセンター		略		教育機関名	分掌事務	略		木更津市学校給食センター	1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。
教育機関	係																																								
略																																									
木更津市学校給食センター	センター給食係																																								
略																																									
木更津市郷土博物館のすず	博物館係																																								
略																																									
教育機関名	分掌事務																																								
略																																									
木更津市学校給食センター	1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。																																								
教育機関	係																																								
略																																									
木更津市学校給食センター	センター給食係																																								
公民館	管理係 事業係 (中央公民館に限る。)																																								
略																																									
木更津市郷土博物館のすず	博物館係																																								
市民学習会館及びコミュニティーセンター																																									
略																																									
教育機関名	分掌事務																																								
略																																									
木更津市学校給食センター	1 木更津市学校給食センターの設置及び管理に関する事例（平成20年木更津市条例第48号）第3条に規定する事務及び事業に関すること。																																								

略	
木更津市郷土博物館のすず	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）第3条に規定する業務に関すること。
略	

公民館	1 社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する業務に関すること。 2 公民館運営審議会に関すること。
略	
木更津市郷土博物館のすず	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）第3条に規定する業務に関すること。
市民学習会館及びコミュニケーションセンター	1 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号）第4条に規定する業務に関すること。
略	

議案第 5 号

木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規則（平成 7 年木更津市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市立図書館及び木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休  
暇等に関する規則

第 1 条中「、公民館」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公民館の廃止に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずぎに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立図書館及び木更津市郷土博物館金のすずぎに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき市立図書館及び木更津市郷土博物館金のすずぎに勤務する市職員の間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずぎに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p>平成7年4月28日 教育委員会規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館金のすずぎに勤務する市職員の間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

## 議案第6号

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月23日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

## 木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会公印規則（昭和44年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「木更津市情報セキュリティ対策基準要綱（平成16年木更津市告示第17号）第5条第1項に規定する情報システム管理者」を「情報セキュリティ対策の担当課長」に改める。

別表第1公民館長印の項を削り、同表木更津市まなび支援センター所長印の項中「8」を「7」に改め、同表木更津市学校給食センター所長印の項中「9」を「8」に改め、同表小・中学校印の項中「10」を「9」に、「11」を「10」に改め、同表小・中学校長印の項中「12」を「11」に改め、同表木更津市郷土博物館金のすず館長印の項中「13」を「12」に改め、同表木更津市立市民学習会館長印の項及び木更津市立コミュニティーセンター館長印の項を削る。

別表第2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号及び第15号を削る。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

公民館、市民学習会館及びコミュニティーセンターの廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新		旧				
公印の種類	ひな形 (別図)	規格 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	個数
<p>木更津市教育委員会公印規則</p> <p>昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>(電子公印)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育総務課長は、前2項の承認をしようとするときは、<u>情報セキユリテイ対策の担当課長と協議し、電子公印の不正な使用、破壊等を防止する措置が講じられていることを確認しなければならぬ。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>別表第1 (第3条)</p>						
図書館長6 印	方21	方21	てん書	図書館長名をもつてする文書	図書館長	1
木更津市7 まなび支援センター 一所長印	方21	方21	てん書	木更津市まなび支援センター 一所長名をもつてする文書	木更津市まなび支援センター 一所長	1
木更津市8 学校給食センター 一所長印	方21	方21	てん書	木更津市学校給食センター 一所長名をもつてする文書	木更津市学校給食センター 一所長	1
<p>木更津市教育委員会公印規則</p> <p>昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>(電子公印)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育総務課長は、前2項の承認をしようとするときは、<u>木更津市情報セキユリテイ対策基準要綱 (平成16年木更津市告示第17号) 第5条第1項に規定する情報システム管理者と協議し、電子公印の不正な使用、破壊等を防止する措置が講じられていることを確認しなければならぬ。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>別表第1 (第3条)</p>						
図書館長6 印	方21	方21	てん書	図書館長名をもつてする文書	図書館長	1
公民館長7 印	方21	方21	てん書	公民館長名をもつてする文書	各公民館 各館長	15
木更津市8 まなび支援センター 一所長印	方21	方21	てん書	木更津市まなび支援センター 一所長名をもつてする文書	木更津市まなび支援センター 一所長	1
木更津市9 学校給食センター 一所長印	方21	方21	てん書	木更津市学校給食センター 一所長名をもつてする文書	木更津市学校給食センター 一所長	1

小・中学校 印	方45	てん書	学校名をもつ てする文書	各学校長	30
小・中学校 長印	方21	てん書	学校長名をも つてする文書	各学校長	30
木更津市 郷土博物 館のす ず館長印	方21	てん書	木更津市郷土 博物館金のす ず館長名をも つてする文書	木更津市1 郷土博物 館金のす ず館長のす ず館長	1

別表第2 (第3条)

ひな形

1～4 略

5

6

7

8

木更津市 教育委員会 教育部長
-----------------------

木更津市 図書館長
--------------

木更津市 まなび支援 センター所長
-------------------------

木更津市 学校給食 センター所長
------------------------

小・中学校 印	方45	てん書	学校名をもつ てする文書	各学校長	30
小・中学校 長印	方21	てん書	学校長名をも つてする文書	各学校長	30
木更津市 郷土博物 館のす ず館長印	方21	てん書	木更津市郷土 博物館金のす ず館長名をも つてする文書	木更津市1 郷土博物 館金のす ず館長のす ず館長	1
木更津市 立市民学 習会館長 印	方21	てん書	市民学習会館 長名をもつて する文書	各市民学 習会館長	6
木更津市 立コミュニ ティセ ンター 館長印	方21	てん書	コミュニティ センター館 長名をもつて する文書	各コミュニ ティセ ンター 館長	2

別表第2 (第3条)

ひな形

1～4 略

5

6

7

8

木更津市 教育委員会 教育部長
-----------------------

木更津市 図書館長
--------------

木更津市 立〇〇〇 公民館長
----------------------

木更津市 まなび支援 センター所長
-------------------------

9

千葉県立  
更津市立  
○○学校

10

千葉県立  
更津市立  
○○学校

11

千葉県立  
更津市立  
○○学校

12

更津市  
郷土博物館  
金のすず館長

9

更津市  
学校給食  
センター所長

13

更津市  
郷土博物館  
金のすず館長

14

更津市立  
○○市民  
学習会館長

15

更津市立  
○○コミュニ  
ティセンター館長

11

千葉県立  
更津市立  
○○学校

12

千葉県立  
更津市立  
○○学校

議案第7号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

木更津市立図書館管理運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「公民館等」を「木更津市地域交流センター」に改め、同条中「木更津市立公民館等の長」を「木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年木更津市条例第2号）に規定する木更津市地域交流センターの長等」に改める。

別記第2号様式中

- 「○ このカードをなくしたとき、住所、電話番号が変わった  
ときはお知らせください。 を  
○ 公民館等の図書をご利用の場合は、その施設の開館日等  
をご確認の上ご利用ください。 」  
「○ このカードをなくしたとき、住所、電話番号が変わった  
ときはお知らせください。 に改める。 」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の木更津市立図書館管理運営規則の規定により交付された図書館カードは、この規則による改正後の木更津市立図書館管理運営規則の相当規定により交付された図書館カードとみなす。

提案理由

公民館、市民学習会館及びコミュニティーセンターの廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>木更津市立図書館管理運営規則</p> <p>昭和61年3月31日 教育委員会規則第3号</p> <p>(木更津市地域交流センターへの協力)</p> <p>第13条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第9号の規定により、館長は、木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成30年木更津市条例第2号)に規定する木更津市地域交流センターの長の求めに応じ、図書館等への協力を要する事項について、図書を定期的に配本することができる。</p>	<p>木更津市立図書館管理運営規則</p> <p>昭和61年3月31日 教育委員会規則第3号</p> <p>(公民館等への協力)</p> <p>第13条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第9号の規定により、館長は、木更津市立公民館等の長の求めに応じ、図書を定期的に配本することができる。</p>

報告第5号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項第3号の規定により、次のとおり専決する。

令和8年2月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第2号

木更津市教育施設管理に関する規程を廃止する訓令の制定について  
別紙のとおり

木更津市教育施設管理に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年2月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会訓令第1号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育施設管理に関する規程を廃止する訓令

木更津市教育施設管理に関する規程（昭和57年木更津市教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

○木更津市教育施設管理に関する規程

昭和57年3月30日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、木更津市教育施設（以下「施設」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 施設に管理人を置き、管理人は次の業務に従事する。

- (1) 施設の使用許可書を受領し、使用者が使用した施設、備品等及び戸締りの点検を行う。
- (2) 施設の使用心得を使用者に徹底する。
- (3) 施設内外の清掃、除草等を行う。
- (4) その他、状況に応じ課長又は館長より指示される事項

(施設に居住する場合)

第3条 管理人の親族が施設に居住するときは、教育委員会の許可を必要とする。

(細則)

第4条 その他、管理人に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月22日教委訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行し、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日教委訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日教委訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

報告第6号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項第3号の規定により、次のとおり専決する。

令和8年2月27日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第3号

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定について  
別紙のとおり

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月27日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会訓令第2号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(木更津市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 木更津市教育委員会事務専決規程（昭和61年木更津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2公民館に関する事項の表及び市民学習会館及びコミュニティセンターに関する事項の表を削る。

(木更津市教育委員会文書規程の一部改正)

第2条 木更津市教育委員会文書規程（平成16年木更津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育機関の表中央公民館の項、富来田公民館の項、岩根公民館の項、鎌足公民館の項、中郷公民館の項、富岡公民館の項、文京公民館の項、八幡台公民館の項、東清公民館の項、清見台公民館の項、畑沢公民館の項、岩根西公民館の項、西清川公民館の項、波岡公民館の項、桜井公民館の項、高柳市民学習会館の項、文京市民学習会館の項、中郷コミュニティーセンターの項、清見台コミュニティーセンターの項、清見台コミュニティーセンター附属体育館の項、畑沢市民学習会館の項、岩根西市民学習会館の項、西清川市民学習会館の項及び桜井市民学習会館の項を削る。

(木更津市教育部次長事務分担規程の一部改正)

第3条 木更津市教育部次長事務分担規程（令和5年木更津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習担当の項担当事務の欄中「公民館、」及び「、市民学習会館、コミュニティーセンター」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第1条関係）

新	旧																																																		
<p>木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号 別表第2（第6条） 学校給食センターに関する事項 略 公民館に関する事項</p> <p>図書館に関する事項 略 郷土博物館金の不<sub>レ</sub>ずに関する事項 略 市民学習会館及びコミュニティセンターに関する事項</p>	<p>木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号 別表第2（第6条） 学校給食センターに関する事項 略 公民館に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 685 603 1093">専決事項</th> <th data-bbox="523 517 603 685">専決者</th> <th data-bbox="523 344 603 517">教育長</th> <th data-bbox="523 154 603 344">教育部長</th> <th data-bbox="523 154 603 154">館長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 685 683 1093">(1) 公民館事業の計画及び実施</td> <td data-bbox="603 517 683 685"></td> <td data-bbox="603 344 683 517"></td> <td data-bbox="603 154 683 344">非定例的なもの</td> <td data-bbox="603 154 683 154">館長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 685 762 1093">(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認</td> <td data-bbox="683 517 762 685"></td> <td data-bbox="683 344 762 517"></td> <td data-bbox="683 154 762 344">○</td> <td data-bbox="683 154 762 154">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 685 842 1093">(3) 利用時間の変更</td> <td data-bbox="762 517 842 685"></td> <td data-bbox="762 344 842 517"></td> <td data-bbox="762 154 842 344">○</td> <td data-bbox="762 154 842 154">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 685 922 1093">(4) 主管に属する体育施設の使用許可及び変更</td> <td data-bbox="842 517 922 685"></td> <td data-bbox="842 344 922 517"></td> <td data-bbox="842 154 922 344">○</td> <td data-bbox="842 154 922 154">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 685 1002 1093">(5) 公民館関係団体との連絡調整</td> <td data-bbox="922 517 1002 685"></td> <td data-bbox="922 344 1002 517"></td> <td data-bbox="922 154 1002 344">○</td> <td data-bbox="922 154 1002 154">○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1074 685 1153 1093">専決事項</th> <th data-bbox="1074 517 1153 685">専決者</th> <th data-bbox="1074 344 1153 517">教育長</th> <th data-bbox="1074 154 1153 344">教育部長</th> <th data-bbox="1074 154 1153 154">館長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 685 1313 1093">(1) 市民学習会館及びコミュニティセンター事業計画及び実施</td> <td data-bbox="1153 517 1313 685"></td> <td data-bbox="1153 344 1313 517"></td> <td data-bbox="1153 154 1313 344">非定例的なもの</td> <td data-bbox="1153 154 1313 154">館長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1313 685 1393 1093">(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認</td> <td data-bbox="1313 517 1393 685"></td> <td data-bbox="1313 344 1393 517"></td> <td data-bbox="1313 154 1393 344">○</td> <td data-bbox="1313 154 1393 154">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1393 685 1473 1093">(3) 開館時間の変更</td> <td data-bbox="1393 517 1473 685"></td> <td data-bbox="1393 344 1473 517"></td> <td data-bbox="1393 154 1473 344">○</td> <td data-bbox="1393 154 1473 154">○</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決者	教育長	教育部長	館長	(1) 公民館事業の計画及び実施			非定例的なもの	館長	(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認			○	○	(3) 利用時間の変更			○	○	(4) 主管に属する体育施設の使用許可及び変更			○	○	(5) 公民館関係団体との連絡調整			○	○	専決事項	専決者	教育長	教育部長	館長	(1) 市民学習会館及びコミュニティセンター事業計画及び実施			非定例的なもの	館長	(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認			○	○	(3) 開館時間の変更			○	○
専決事項	専決者	教育長	教育部長	館長																																															
(1) 公民館事業の計画及び実施			非定例的なもの	館長																																															
(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認			○	○																																															
(3) 利用時間の変更			○	○																																															
(4) 主管に属する体育施設の使用許可及び変更			○	○																																															
(5) 公民館関係団体との連絡調整			○	○																																															
専決事項	専決者	教育長	教育部長	館長																																															
(1) 市民学習会館及びコミュニティセンター事業計画及び実施			非定例的なもの	館長																																															
(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認			○	○																																															
(3) 開館時間の変更			○	○																																															

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第2条関係）

新		旧	
<p>木更津市教育委員会文書規程                      平成16年4月1日                      教育委員会訓令第1号                      別表第1（第5条第2項第2号）                      事務局 略                      教育機関</p>		<p>木更津市教育委員会文書規程                      平成16年4月1日                      教育委員会訓令第1号                      別表第1（第5条第2項第2号）                      事務局 略                      教育機関</p>	
略	機関名	機関名	記号
木更津市学校給食センター		木更津市学校給食センター	学給七
		中央公民館	中公
		富来田公民館	富公
		岩根公民館	岩公
		鎌足公民館	鎌公
		中郷公民館	中郷公
		富岡公民館	富岡公
		文京公民館	文公
		八幡台公民館	八公
		東清公民館	東公
		清見台公民館	清見公
		畑沢公民館	畑公
		岩根西公民館	岩西公
		西清川公民館	西清公
		波岡公民館	波公
		桜井公民館	桜公
		高柳市民学習会館	高学
		文京市民学習会館	文学
		中郷コミュニケーションセンター	中コ
		清見台コミュニケーションセンター	清見コ
		清見台コミュニケーションセンター附属体育館	清見コ体

<p>図書館</p>	<p>図書館</p>
<p>略</p>	

<p>畑沢市民学習会館</p>	<p>畑学</p>
<p>岩根西市民学習会館</p>	<p>岩西学</p>
<p>西清川市民学習会館</p>	<p>西清学</p>
<p>桜井市民学習会館</p>	<p>桜学</p>
<p>図書館</p>	<p>図書</p>
<p>略</p>	

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第3条関係）

新	旧												
<p>木更津市教育部次長事務分担規程</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月22日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(分担事務)</p> <p>第2条 次長は、次の区分により、その事務を分担する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">次長</td> <td style="width: 50%;">担任事務</td> </tr> <tr> <td>総務担当</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当</td> <td>生涯学習課及び文化課に関する事務並びに図書館、木更津市郷土博物館金のすず及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務</td> </tr> </table>	次長	担任事務	総務担当	略	生涯学習担当	生涯学習課及び文化課に関する事務並びに図書館、木更津市郷土博物館金のすず及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務	<p>木更津市教育部次長事務分担規程</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月22日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(分担事務)</p> <p>第2条 次長は、次の区分により、その事務を分担する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">次長</td> <td style="width: 50%;">担任事務</td> </tr> <tr> <td>総務担当</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当</td> <td>生涯学習課及び文化課に関する事務並びに公民館、図書館、木更津市郷土博物館金のすず、市民学習会館、コミュニティセンター及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務</td> </tr> </table>	次長	担任事務	総務担当	略	生涯学習担当	生涯学習課及び文化課に関する事務並びに公民館、図書館、木更津市郷土博物館金のすず、市民学習会館、コミュニティセンター及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務
次長	担任事務												
総務担当	略												
生涯学習担当	生涯学習課及び文化課に関する事務並びに図書館、木更津市郷土博物館金のすず及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務												
次長	担任事務												
総務担当	略												
生涯学習担当	生涯学習課及び文化課に関する事務並びに公民館、図書館、木更津市郷土博物館金のすず、市民学習会館、コミュニティセンター及び木更津市視聴覚ライブラリーに関する事務												

報告第7号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項第3号の規定により、次のとおり専決する。

令和8年2月27日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

専決第4号

木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について  
別紙のとおり

木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月27日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会訓令第3号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

木更津市教育委員会教育長事務委任規程（平成2年木更津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、公示の日から施行する。

新旧対照表

○木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

新	旧
<p>木更津市教育委員会教育長事務委任規程 平成2年3月28日 教育委員会訓令第1号 (事務の委任)</p> <p>第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1) 職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和61年千葉県人事委員会規則第11号）第6条の規定による認定及び同規則第8条の規定による確認に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>木更津市教育委員会教育長事務委任規程 平成2年3月28日 教育委員会訓令第1号 (事務の委任)</p> <p>第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次に掲げる事務を校長に委任する。</p> <p>(1) 職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和61年千葉県人事委員会規則第11号）第6条の規定による認定及び同規則第7条の規定による確認に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 <u>教育長は、次に掲げる事務を木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号。以下「公民館管理条例」という。）第3条に規定する公民館の館長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>公民館管理条例第9条から第11条までの規定による公民館の使用許可等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公民館管理条例第13条の規定による入館の制限に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公民館管理条例第14条の規定による模様替え等の許可に関すること。</u></p> <p>3 <u>教育長は、次に掲げる事務を木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号。以下「学習会館管理条例」という。）第5条に規定する市立市民学習会館及び市立コミュニケーションセンター（以下「会館」という。）の館長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>学習会館管理条例第6条から第8条までの規定による会館の使用許可等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学習会館管理条例第12条の規定による入館の制限に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学習会館管理条例第13条の規定による模様替え等の許可に関すること。</u></p>